

インバウンドコンテンツ造成支援事業【環境整備型・コンテンツ造成型】 質問・回答一覧 (2023. 7. 11 更新)

	質問要旨	回答
1	今回の事業は、令和6年2月末までに完了する必要があるか。例えば、令和5年10月から令和6年3月までの期間で実施する事業は対象外か。	補助事業としては、2月末までに実績報告を提出いただく必要があります。その後、自主事業として3月以降も実施することを妨げるものではありませんが、経費の切分けや精算等に遺漏の無いようご注意ください。
2	実績報告書の内容について、定量的な実績報告が難しい場合、定性的な報告でも問題ないか。	定量的な実績報告が難しい場合は、翌年度以降に予定される取組も含めての定性的な報告でも差し支えありません。
3	事業概要の項目2(1)エについて、コーディネート事務局との連携とは具体的にどのようなイメージか。	別途委託予定のコーディネート事務局の業務では、補助事業の磨き上げや、事業化支援、自走化支援等を行うこととしているため、コーディネーターからの提案やアドバイス等を踏まえ、補助事業をより良いものにしていただきたいと思います。
4	事業概要の項目2(1)オについて、県のプロモーション事業は具体的にどのような活動を行うのか。	今後、県国際観光課において、補助事業でターゲットに設定した国や地域において、OTA等への営業活動や、インバウンドに人気のユーチューバーやインフルエンサー等を活用したプロモーションを実施する予定です。
5	地域食材を活用したコンテンツの開発にあたって、食材の仕入れに必要な費用は補助対象経費となるか。	補助対象経費の企画開発費、物品購入・製作費等に含まれるものと解します。
6	弊社の企画運営費（総事業費の10%程度）は、本事業の補助対象経費となるか。補助対象となる場合、具体的な費目は。	補助対象経費に含まれると解します。その他（一般管理費）としてください。
7	他の補助金が受けられる場合、当該事業は本件補助金の対象外となるか。	当該補助事業については、他の補助金を充当する費用等を明確に区分（切分け）できるのであれば、特に対象外とするものではありません。ただし、他の補助金では併用不可としている場合もあるため、想定している補助事業の要綱等も確認願います。
8	参加費収入によって補助対象経費が変動する場合、収支計画をどのように見込めばよいか。	収支計画については、現時点の見込みで作成していただいても構いません。ただし、補助額の確定に当たっては、補助事業の実施に要した総費用（補助対象外経費を含む）に対して、売上等の収入が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から減額する予定です。

	質問要旨	回答
9	旅行業、広告、交通等の委託（協力）業者の選定にあたって、コンペティションを行いたいと考えているが、コンペに係る費用（試作品作成に係る費用等）も補助の対象となるか。	本事業に必要な経費であれば、企画開発費等に該当するものと解します。ただし、補助金交付決定前に生じた経費は対象外となります。応募の段階で委託（協力）業者が決定していない場合、連携先や事業体制図等を記載する際、参加意向書や見積書を徴するなどして事業が確実に実施できるようにしてください。
10	近隣エリアまたは関係団体で内容が競合、重複するような案件の応募があった場合に不利になったり無効になることはあるか。	競合・重複案件も無効にはなりません。審査については有識者等により、評価基準に沿って行いますが、内容や地域に競合や重複が見られる場合には、事業の実施により、期待される当該地域における全体的な経済波及効果等を勘案して総合的に判断してまいります。経費や規模にもよりますが、内容や地域で一つの事業としてまとめられる（ストーリーが作れる）のであれば、事業の統合をすることも視野に入れてご検討願います。
11	インバウンドに対応したパンフレットの整備や観光施設等の看板整理（整備改修を含む）はコンテンツ造成の経費に含めて問題はないか。	本事業に必要なものであれば、補助対象経費に含まれるものと解します。
12	事業認定後の補助金の入金時期については、どのようなスケジュールか。 交付決定後において、概算払い請求等を行うことで事業が完了する前に資金が確保できるか。それとも事業者が資金を一時立て替えて支出を行い、事業完了後の実績報告が終了してからの入金となるのか。	8月下旬に補助事業認定後、補助金交付申請をしていただき、交付決定の流れとなります。概算払い請求を受け付け、補助事業の円滑な遂行上必要と認める場合には、交付決定額の9割を上限に概算払いとして交付する予定です。
13	地域の事業者を対象としたインバウンドセミナーは対象との認識で問題ないか。また、旅行会社等へのモニターツアー費用は計上しても問題ないか。	インバウンドセミナー、モニターツアーともに本事業に必要なものであれば、補助対象経費に含まれるものと解します。ただし、募集要領に記載のとおり、モニターツアーの参加者が受益する、食事代、宿泊代、交通費、お土産代等を含む、景品の購入や割引に係る経費は補助対象外となります。
14	外国人観光客に対応できる観光案内所設置を、計画段階で応募することは可能か。	可能ですが、補助事業としては、令和6年2月末日までに事業完了してください。また、用地の取得費等は補助対象外となります。
15	計画する観光案内所の所有は申請者であることが必須か。	所有の主体は必ずしも申請者である必要はありません。所有者も連携先・実施体制に組み入れて申請ください。